

# たよれる国民健康保険

## 退職者医療

### 制度について

○お医者さんにかかるとき  
この制度で医療を受けると、  
医療機関の窓口で支払う一部負担金（自己負担金）は、  
一般の国保より軽減され次のようになります。

退職 被保険者 本人	外来	2割
	入院	2割
被扶養者	外来	3割
	入院	2割

長年勤めていた会社や役所を退職して、国保に加入した人は、七十歳になって老人保健に移るまでの間「退職者医療制度」による医療をうけることとなります。  
○対象となる人  
次の条件すべてに該当する人とその被扶養者

- 一、国民健康保険に加入している。
  - 二、老人保健法の適用を受けていない。
  - 三、厚生年金や共済組合などの被用者年金から老齢（退職）年金を受けている。
  - 四、四十歳以後の被用者年金加入期間が十年以上あって、通算老齢（退職）年金を受けている。
- ※ 被扶養者とは  
退職被保険者と生活を共にし、退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人をいいます。
- ①退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と三親等内の親族、または配偶者の父母と子。
  - ②国保の加入者で、老人保健法の適用を受けていない人。
- （被扶養者の届け出は世帯主が行います。）

広報みすみ

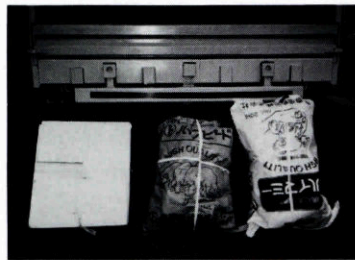
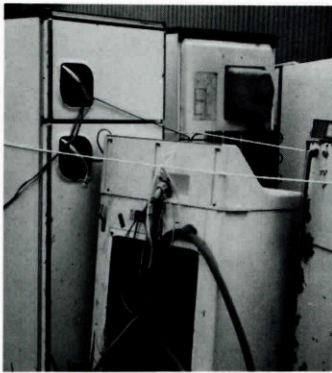
2. 12. 1

# 年末・年始のゴミ収集

## 年末の清掃計画はお早めに!!

### お知らせ

○届け出  
この制度に該当している人は、届け出により「退職被保険者証」の交付をうけなければなりません。「年金証書」「国保保険証」印かん」を持参し、保健衛生課国保係に届け出てください。



早いものでもう十二月になりました。この一年間のゴミ収集業務が住民の皆さんのご協力により円滑に遂行できましたことに深く感謝いたしております。  
さて、年末・年始の特別ゴミ収集について別表のとおりとしましたので、ご家庭の清掃計画をよろしく願っています。特に十二月三十一日の収集はいたしませんのでご注意ください。

#### 《年末特別収集日程》

月日(曜)	ゴミの種類
12月28日(金)	可燃物
12月29日(土)	不燃物
12月30日(日)	可燃物
12月31日(月)	収集いたしません
1月1日(火)	
1月2日(水)	
1月3日(木)	可燃物
1月4日(金)	

### 12月のゴミ収集日程

月日(曜)	ゴミの種類
12月11日(火)	上地区不燃物
12月25日(火)	
12月6日(木)	下地区不燃物
12月20日(木)	
12月4日(火)	大型ゴミ(上地区)
12月13日(木)	大型ゴミ(下地区)

※ 年末は清掃工場もこみあいますのでできるだけ上記の収集日に出して下さい。

十二月三十一日から一月三日までの生ゴミにつきましては指定袋にてご家庭において、保存して下さい。  
一月四日(金)には収集いたしませんので朝八時までに最寄りのゴミステーションに出して下さい。  
また不燃物につきましてもできるだけゴミ収集計画表にありますように大型ゴミ・不燃物を年末に集中しないように計画的に出して下さい。